

横浜市上矢部地域ケアプラザ 指定管理者公募要項

〔施設別資料〕

令和2年1月
横浜市戸塚区福祉保健課

横浜市上矢部地域ケアプラザ関連資料

1 施設の概要

(1) 施設名称

横浜市上矢部地域ケアプラザ

(2) 所在地

横浜市戸塚区上矢部町 2 3 4 2

(3) 開所年月

平成 5 年 5 月

(4) 開館等

ア 開館時間

月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで

日曜日・祝日等 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休館日

年末年始（1 月 1 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日まで）

ただし、毎月 1 回、特定の日を施設設備の保守点検等にあて、利用に供さないことができる（現在：第 3 月曜日）。

<その他>地域ケアプラザ閉館時（夜間及び休館日）の相談について

閉館時の地域包括支援センターにおける電話相談は、横浜市が別途委託する法人への電話転送等により、委託先が対応します。

なお、緊急対応が必要な場合等には、地域ケアプラザの緊急連絡先に連絡があります。

(5) 担当圏域

地域包括支援センターの担当圏域は、次のホームページで確認してください（地域ケアプラザの新規開所等によって担当圏域が変更になる場合があります。）。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/otoiawase/chiikihoukatsu.html>

(6) 地域包括支援センターの職員配置人数（令和元年 9 月現在）

本地域ケアプラザの担当圏域における高齢者人口（住民基本台帳ベース。以下同じ。）は、7,168 人

(令和元年9月末時点)であるため、現時点における地域包括支援センター常勤職員の配置人数は、4人(うち増員:1人)となります。その他事業に係る職員配置等については、横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者公募要項(共通資料)等をご確認ください。

(7) 建物概要

鉄筋コンクリート造・地上5階建

(8) 面積(詳細は「資料5 地域ケアプラザの面積持分・管理区分等」参照)

敷地総面積	2,363.26㎡
建物延床総面積	3,748.12㎡
地域ケアプラザ面積	704.71㎡

(9) 管理について

「資料3 諸室の面積・備品等」「資料4 保守点検に関する事項等」等を参照

(10) 案内図・平面図等

ア 案内図



JR・市営地下鉄戸塚駅西口「戸塚駅」バス停より上矢部循環「上矢部地区センター」下車徒歩0分

イ 平面図

別紙を参照してください。

(11) 複合施設としての留意点

ア 本ケアプラザは、横浜市上矢部地区センター（以下「地区センター」という。）及び知的障害者通所更生施設「であい」（以下「であい」という。）と一体的に整備されており、これらの施設と連携して施設管理をすることが必要です。（別紙、「横浜市上矢部地区センター、横浜市上矢部地域ケアプラザ及び知的障害者通所更生施設であいの光熱水費及び保守点検契約に伴う経費支出に関する覚書」（以下「覚書」という。）参照）

イ 地区センターについては、令和2年度に別途指定管理者の公募を行います。

ウ であいは、（福）であいの会が運営しています。

エ 合築施設との光熱水費・保守点検等の負担割合については、変更することがあります。

2 地域ケアプラザ担当圏域における基礎情報

(1) 基礎データ

※人口・世帯数については、令和元年9月末時点の町丁別世帯数及び人口（住民基本台帳）を基に算出

ア 地区・町名

上矢部地区、戸塚第三地区（鳥が丘、上矢部町、矢部町の一部、戸塚町の一部）

イ 人口

(7) 区域

281,846人（男性：138,745人、女性：143,101人）

うち 65歳以上人口 71,104人

(1) 地区・圏域

32,753人（男性：16,414人、女性：16,339人）

うち 65歳以上人口 7,168人

ウ 世帯数

(7) 区域

126,389世帯

(1) 地区・圏域

14,428世帯

エ 自治会・町内会

上矢部連合町内会・戸塚第三地区連合町内会

オ 地域防災拠点

上矢部小学校、鳥が丘小学校、矢部小学校

カ 学区

横浜市教育委員会

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/gaku-meibo/tsugakukuiki/>

キ 地区内の主な施設

上矢部地区センター、レインボー保育園、くすのき保育園、くすのき第二保育園、アネラ保育室、東台幼稚園、上矢部小学校、上矢部高校、戸塚中央病院、であい、Begin・いとぐるま、ハートフルリテラ、諏訪久保姥子町内会館、上矢部会館、上矢部第三町内会館、ゆうゆうひろば、しらかば幼稚園、鳥が丘小学校、矢部小学校、戸塚区生活支援センター、坂本町内会館、鳥が丘自治会館 等

ク 地区における主な地域活動

- ・第3期とつかハートプラン（地域福祉保健計画）地区別計画

https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/20160330104102.html

- ・戸塚区連合町内会自治会連絡会「各地区連合の紹介」

<http://www.totsuka-kurenkai.net/>

(2) 主な計画等

計画名	URL
横浜市地域福祉保健計画	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chiikifukushihoken-keikaku-4/shikeikaku-4.html
戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/
横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/jigyoukeikaku.html
横浜市障害者プラン	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/3rd_plan.html
横浜市子ども・子育て支援事業計画	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html
戸塚区運営方針	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/uneihoshin-yosan/unei/
戸塚区防災計画	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/bosai_bohan/saigai/bosai/20120622102744.html
福祉避難所・運営マニュアル	※本マニュアルは、ホームページに掲載していないため、希望する場合は、公募要項配布期間内に戸塚区福祉保健課事業企画担当までお問合せください。

3 地域ケアプラザの実施事業

(1) 全事業共通

ア 地域福祉保健のネットワークの構築

地域の関係団体・機関と連携を図り、地域福祉保健を推進するためのネットワークの構築を行います。また、地域福祉保健計画を推進します。

イ 総合相談

高齢者、子ども及び障害者等の福祉・保健等に関する相談を総合的に受け付けるとともに、情報提供、サービス調整、一般行政サービスの申請代行及び介護保険に関する苦情相談受付等を行います。

ウ 運営協議会の設置・運営

地域の福祉・保健・医療の関係者、住民組織、利用者の代表者及び行政機関等で構成する「運営協議会」を設置し、地域のニーズや意向を反映した効果的な運営を行います。（年2回以上開催）

(2) 地域ケアプラザ運営事業

ア 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動・交流の場の提供を行います。

イ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域の福祉保健活動団体及び人材等の社会資源に関する情報を把握し、必要に応じて地域に情報提供します。また、把握した情報から地域ニーズを汲みとります。

ウ 自主企画事業

高齢・障害・子育て等の地域ニーズを基に自主事業（ボランティア講座、健康教室及び介護教室等各種講座の開催等）を実施し、地域の課題解決につなげます。

エ ボランティアの育成及びコーディネート

地域の担い手育成のため、ボランティア希望者のコーディネート並びにボランティア発掘及び育成を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの実現のため、多様な主体が連携・協力し、高齢者の生活支援や介護予防、社会参加が充実した地域づくり（体制整備）を進めます。

ア 多様な主体による地域活動・サービス等の実態把握・整理・分析等

高齢者の生活支援、介護予防、社会参加に資する、住民主体の地域活動や、生活支援サービス等の実態を把握・整理し、高齢者のニーズに対して必要な資源を分析します。

イ ネットワークの構築と生活支援、介護予防、社会参加の充実に向けた取組

多様な主体間の連携体制（ネットワーク）の中で、必要な活動・サービスを創出し、又は継続・発展させるための具体的な企画立案を行うため、次の各項目に取り組みます。

(ア) 多様な主体間の情報共有・連携体制の構築

(イ) 地域が把握している情報（地域ニーズ）や課題の把握

(ウ) 地域づくりにおける意識の統一

(エ) 主体的な取組に向けた地域・団体等への働きかけ（地域課題についての問題提起、課題に対する取組の具体的協力依頼、多団体の参加依頼等）

(4) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターでは、介護保険法で定められた、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援する役割を担う中核的機関として、保健師等、主任介護支援専門員等及び社会福祉士等が各専門性を生かして相互連携しながら、次の事業にあたります。

ア 総合相談支援業務

高齢者に関する初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となる地域のネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。

イ 認知症支援事業

認知症については、各種業務の中で、認知症の人や家族への視点を重視し、支援に取り組みます。個別の相談支援、早期対応、介護者支援や、認知症サポーター養成講座等を通じた普及啓発、見守り体制や集いの場づくりの支援等を進めます。

ウ 権利擁護業務

権利擁護は、成年後見制度の利用促進、老人福祉施設への措置の支援、高齢者虐待の未然防止のための普及啓発及び早期発見・対応、養護者支援、及び消費者被害の防止等のサービス調整等を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーが個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、ケアマネジャー、主治医及び地域の関係機関等との連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する相談支援等を行います。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療連携拠点等と協力し、ケアマネジャーに対しケアマネジメントに必要な医療の知識を習得するための研修等を実施することにより、医療機関及び介護事業所等の関係者の連携を推進します。

オ 地域ケア会議

地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法です。個別ケース地域ケア会議、包括レベル地域ケア会議を開催し、地域ケア会議の機能である個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発、政策の形成につなげます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

要支援1・2、事業対象者の方を対象にした目標志向型の介護予防・支援サービス計画作成及び目標達成の評価等の介護予防ケアマネジメント業務を行います。

キ 一般介護予防事業

横浜市の方針に沿って、講演会、健康教育等の介護予防に関する普及啓発及び介護予防に資する地域活動を行う組織の支援を行います。

ク 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動及びインフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携できるためのネットワークの構築を行います。

(5) 居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業者として、居宅サービス計画の作成、関係機関との連絡・調整及び給付管理等を行います。

(6) 通所系サービス事業

介護保険指定事業者として、在宅で援護を必要としている高齢者等に、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練、健康チェック、送迎等の通所介護、地域密着型通所介護又は第1号通所事業を行います。

なお、指定管理業務として通所系サービス事業を提供する場合には、通所介護（利用定員19人以上）を実施する規模を想定して施設を整備していることから、当面の間、指定管理業務としての通所系サービス事業を実施するにあたり、地域密着型通所介護のみの実施はできないものとします。

ただし、認知症高齢者を対象に、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を併せて行うことも可能です。

(7) その他

地域ケアプラザ協力医に関する業務他

地域ケアプラザ実施業務一覧

運営業務	福祉活動・保健活動等の支援
	福祉活動・保健活動等の交流のための施設の提供及びこれに伴う施設の利用者の調整
	福祉、保健等に関する講習会及び講座等の開催
	福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
	福祉サービス及び保健サービス等の提供に関する調整
	地域福祉保健計画の推進
	多様な主体による地域活動・サービス等の実態把握・整理・分析
	ネットワークの構築と生活支援、介護予防、社会参加の充実に向けた取組
	地域包括支援センターで実施するよう定められている事業
	地域包括支援センターで実施する介護予防事業
	介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る）の提供
	居宅介護支援事業の提供
	通所系サービス事業の提供
	地域ケアプラザ運営協議会の運営
	地域ケアプラザ協力医との連携
	利用料金、使用料金の徴収業務及び利用者把握業務
使用料金収納業務	
その他地域福祉保健に関する業務	
維持管理業務	施設管理業務
	清掃・除草業務
	警備業務
	駐車場管理業務
	建築物・設備、機器等保守業務
	環境衛生業務
	建築物及び付帯設備の修繕業務
	その他維持管理業務

地域包括支援センター職員の資格要件等について

1 保健師その他これに準ずる者※¹

「その他これに準ずる者」とは、「経験のある看護師」です。また、「経験のある」とは、「地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない」とされており、「高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者」されています。

なお、看護師には准看護師は含まれないものとなっています。

2 社会福祉士その他これに準ずる者※¹

「その他これに準ずる者」とは、「①福祉事務所※²の現業員等の業務経験が5年以上又は②介護支援専門員の業務経験が3年以上であり、かつ、③高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者」とされています。

3 主任介護支援専門員その他これに準ずる者※¹

「その他これに準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者」とされています。

また、募集しても主任介護支援専門員の応募がなく、主任介護支援専門員の欠員が生じる事が明らかな場合は、主任介護支援専門員の欠員による地域包括支援センターの市民サービス低下を避けるため、暫定措置として、直近の「主任介護支援専門員研修」受講を条件として、受講資格を有する者（ケアマネ実務経験5年以上など）の配置を認めることとします。

※1：1～3の「その他これに準ずる者」については、経過措置となっていますが、この経過措置の期間に関しては、「当分の間」とされており、現時点で具体的な期限は示されていません。（厚生労働省の見解）

※2：「福祉事務所」とは、横浜市においては「福祉保健センター」となっているため、通常、職員を募集する場合は、①に該当しない可能性が多いため注意をしてください。

<資料3>

諸室の面積・備品等

備品については、別添「物品管理簿（備品等I種）」をご確認ください。

（単位：㎡）

室名	1階	2階	3階以上	計	備品等
事務室・更衣室	37.25			37.25	机、テーブル、ロッカー、キャビネット等
相談室	3.90			3.90	書庫等
地域ケアルーム	10.08			10.08	テーブル等
会議室	60.71			60.71	椅子、ホワイトボード等
多目的ホール	79.85			79.85	テーブル、ホワイトボード、演台等
調理室	13.30			13.30	食器戸棚等
ボランティアコーナー	38.68			38.68	テーブル、書庫、ホワイトボード等
トイレ	25.17			25.17	
倉庫	9.49			9.49	マシン、ロッカー等
デイルーム・給食室・休養室	137.19			137.19	テーブル、ソファ、書庫、ホワイトボード等
厨房	24.71			24.71	ガスフライヤー等
休憩室	4.18			4.18	
倉庫	3.59			3.59	
トイレ	0.62			0.62	
前室	4.96			4.96	
浴室	23.20			23.20	椅子等
脱衣室	14.00			14.00	
洗濯室	6.35			6.35	
倉庫	13.49			13.49	
電気室		5.06		5.06	
機械室		16.62		16.62	
トイレ	5.67			5.67	
廊下・階段・EV等	127.54	10.87	28.23	166.64	
合計	643.93	32.55	28.23	704.71	

<資料 4 >

保守点検に関する事項等

指定管理者は下表の保守点検等を実施することとします。下表に記載のない事項であっても、法令・規則等で定められている点検等については、指定管理業務として適切に実施することとします。

	項目	内容	点検頻度・回数
保守点検	清掃	日常清掃	毎日
		定期清掃	月 1 回
		調理室の清掃（グリストラップ含む）	月 1 回
		窓ガラス清掃 等	年 6 回
	植栽保守	除草・剪定・刈り込み	随時
	機械警備	機械警備	通年
	排水管清掃	排水管清掃	年 1 回
	昇降機保守	昇降機保守 ※建築基準法 12 条 4 項の定期点検含む	月 1 回
	自動ドア保守	自動ドア保守	年 4 回
	消防設備保守	消火器具	年 2 回
		誘導灯	年 2 回
		非常警報設備（放送設備）	年 2 回
		自動火災報知設備	年 2 回
	ガス漏れ火災報知設備	年 2 回	
	自家用発電設備保守	非常用発電機の点検、保守	年 2 回
	直流電源装置保守	非常灯、防災電源用の直流電源設備の点検、保守	年 2 回
	温熱源機器保守	（小型）ボイラー等の点検	適時
	冷熱源機器保守	吸収冷温水機、冷却塔等の点検	適時
	空気調和等関連機器保守	ファンコイルユニット、空調用ポンプ等 点検、保守	適時
	給排水衛生機器保守	受水タンク・高置タンク等点検、保守	適時
	監視制御設備保守	中央監視制御装置等点検、保守	適時
	冷暖房機器関係保守	GHP 点検整備	年 2 回
	自家用電気工作物保守	自家用電気工作物の保安管理業務	月 1 回、年 1 回
害虫駆除	害虫駆除	年 2 回	
ポータブル小型発電機保守	ポータブル小型発電機の保守点検	適時	
ばい煙測定業務*該当施設のみ	施設から排出されるばい煙の測定	年 2 回	
修繕	小破修繕	小破修繕	随時

※該当する項目がない場合は実施しない。

※合築施設との覚書により定めがあるものについては、その定めに従う。

<資料5>

地域ケアプラザの面積持分・管理区分等

1 建物区分

(単位：㎡)

施設名	床面積	内訳		
		専用部分面積	部分 共有部分面積	総合 共有部分面積
地区センター	1,928.43	1693.63	0.0	234.80
地域ケアプラザ	704.71	474.48	144.44	85.79
であい	1,114.98	750.72	228.49	135.77

2 財産区分

(1) 土地

全体市所有地は共有して所有することとし、1,660.24㎡を戸塚区財産及び703.02㎡を健康福祉局財産とします。

(2) 建物

建物は区分所有することとし、横浜市上矢部地区センター1,928.43㎡を戸塚区地域振興課所有の戸塚区財産、横浜市上矢部地域ケアプラザ704.71㎡を戸塚区福祉保健課所管の財産とします。

3 施設管理

施設の管理区分及び経費負担については、別紙覚書を参照してください。

なお、覚書については、変更することがあります。

施設整備にかかる日常管理は、3施設の協力のもと、実施するものとします。

<資料6>

ウェブアクセシビリティに関する仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市上矢部地域ケアプラザ（以下「施設」という。）の指定管理者が、施設のウェブサイトを設置、更新及び管理するにあたり、ウェブアクセシビリティの確保に向けて実施すべき内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 ウェブアクセシビリティの確保について

(1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

※ 本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（以下「WAIC」という。）の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。

※ JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠することが、技術的に達成困難である場合等は、例外事項を設定し、(3)で策定したアクセシビリティ方針に追記すること。

(2) 対象範囲

指定管理者として設置、更新及び管理する施設のウェブページのすべて

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

(4) ガイドラインの作成について

各団体の掲載コンテンツの特徴やページ作成ソフトなど運用の条件に基づき、ウェブアクセシビリティ対応の方針や対応の重要性、作成のルールなどをガイドラインにまとめること。

(5) 試験前の事前確認について

HTML、CSS の作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール (miChecker 等) による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。

(6) 試験の実施について

ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。

イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。

ウ 試験実施の対象範囲

(7) 総ページ数が 40 ページ未満である場合

全ページ

(4) 総ページ数が 40 ページ以上である場合

当該ウェブサイトからランダムに抽出した、次のページを含む 40 ページ

a トップページ

b サブディレクトリ直下の代表ページ(sub-content/index.html 等)

- c アクセシビリティに関連するページ
 - d 利用者からの問い合わせを受け付けるページ（存在する場合）
- (7) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠（以下「実装チェックリスト」という。）の作成について
- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。
- ア 達成基準チェックリストの作成について
- WAIC の「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。
- イ 実装チェックリストの作成について
- 「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。
- (8) 試験結果の不備の修正について
- 達成基準チェックリストの各項目の試験結果について不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所を修正し、再度試験を実施すること。
- (9) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成及び公開について
- ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について
- (3)で策定したウェブアクセシビリティ方針を掲載するページを作成すること。また、(7)-アで作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果を掲載するページを作成すること。
- イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について
- (9)-アで作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針を掲載するページは、当該サイトのトップページ又は施設の情報を掲載しているページから2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを設置すること。

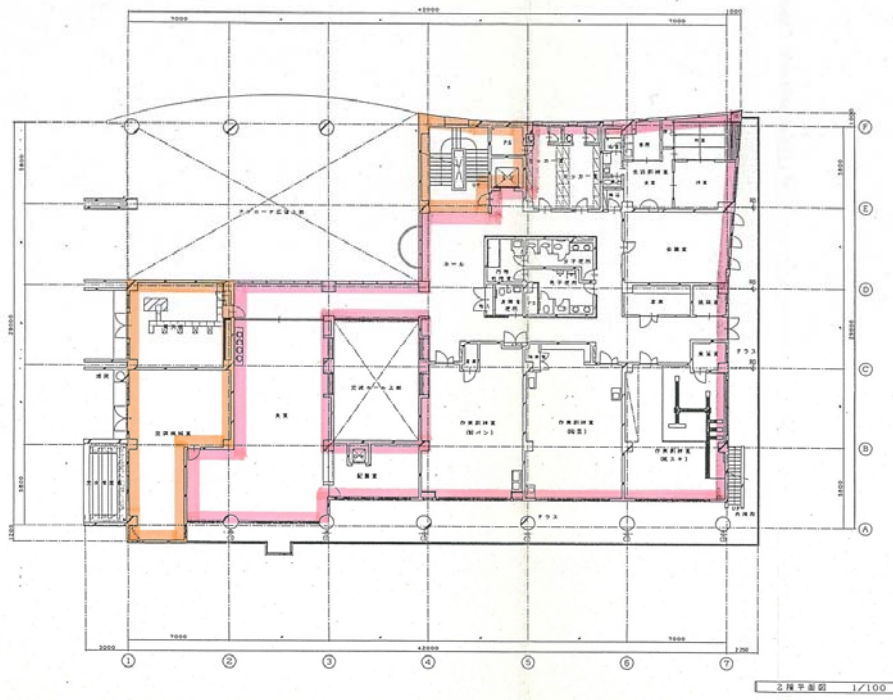
3 参考ページ

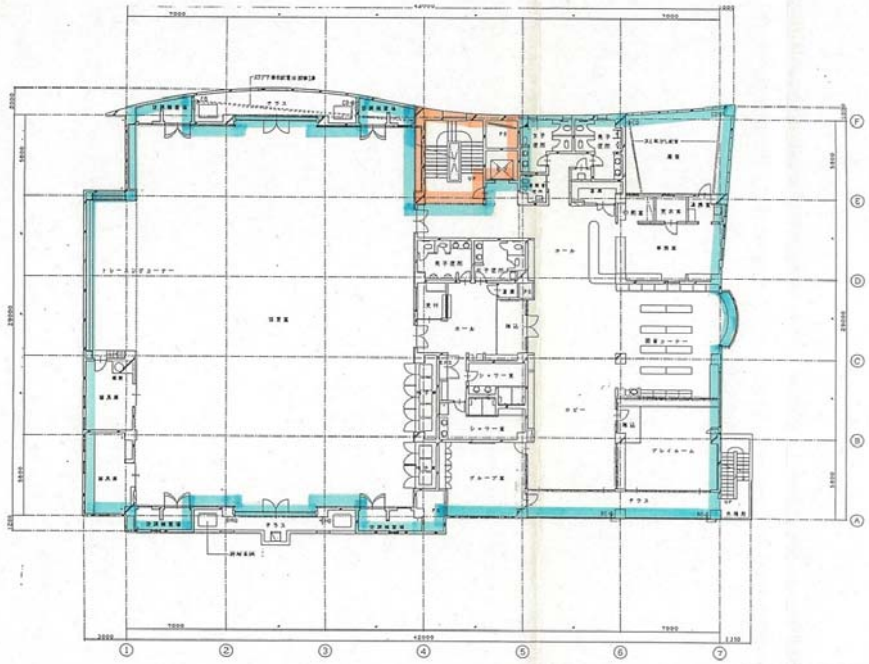
- (1) JIS 規格詳細画面（次の URL から「JIS 検索」の規格番号に「X8341-3」と入力し、一覧表示）
<https://www.jisc.go.jp/index.html>
- (2) みんなの公共サイト運用ガイドライン
http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf
- (3) WAIC の公開しているガイドライン一式
 - ア ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン
<http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/>
 - イ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン
<http://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines/201308/index.html>
 - ウ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン
<http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/>
 - エ 達成基準チェックリストの例
http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/gcl_example.html

平面図

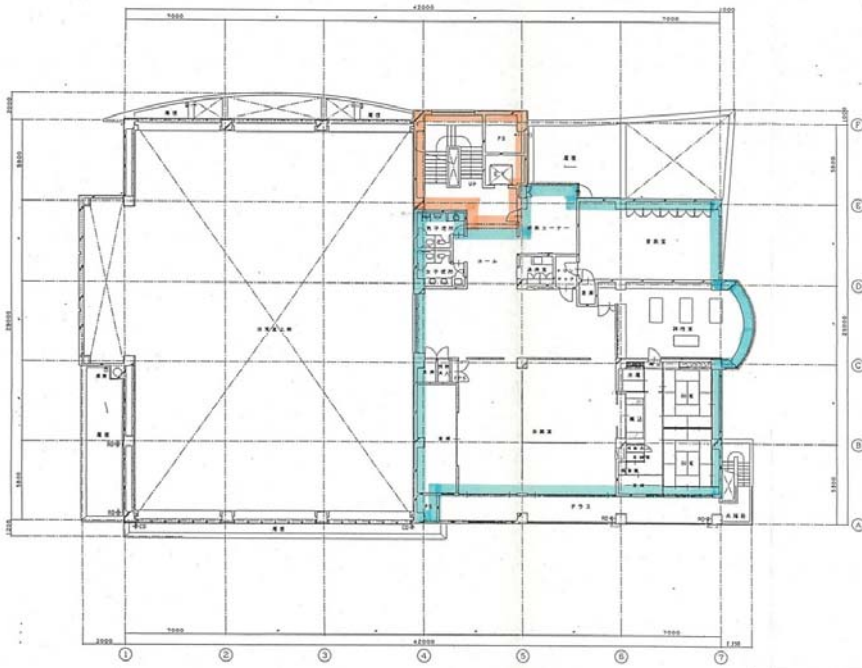


(在宅支援サービスセンター：現、地域ケアプラザ)

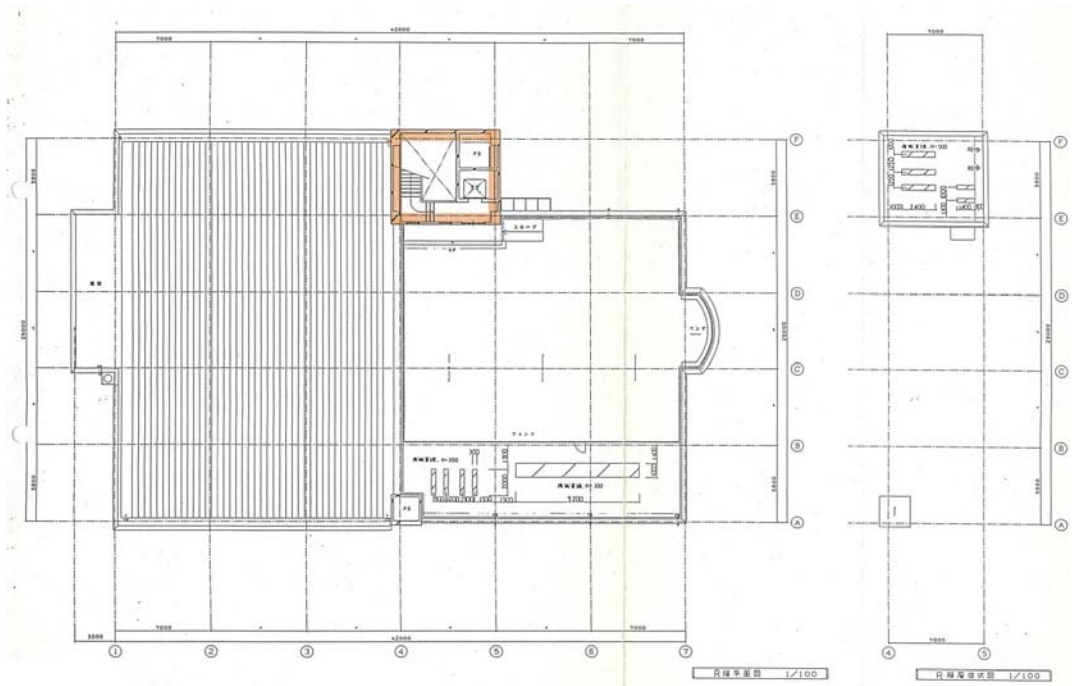




3楼平面图 1/100



4楼平面图 1/100



横浜市上矢部地区センター，横浜市上矢部地域ケアプラザ及び知的障害者通所更生施設であいの
所有区分及び管理に関する覚書

横浜市福祉局障害施設課，戸塚区地域振興課及び福祉保健課は，協議のうえ，横浜市上矢部地区センター，横浜市上矢部地域ケアプラザ，及び知的障害者通所更生施設であいの所有区分及び使用区分並びに施設の管理について，次のとおり協定を締結する。

平成14年4月 / 日

福祉局障害施設課長
戸塚区地域振興課長
戸塚区福祉保健課長

(対象施設)

1 この協定の対象となる施設は，次のとおりとする。

- (1) 所在地
横浜市戸塚区上矢部町2342
- (2) 敷地総面積
2,363.26㎡
- (3) 建物構造
鉄筋コンクリート造 5階建
- (4) 規模
延床総面積 3,748.12㎡
(内訳)

施設名	床面積 (㎡)	内訳 (㎡)		
		専用部分面積	部分共有部分面積	総合共有部分面積
地区センター	1,928.43	1,693.63	0.0	234.80
地域ケアプラザ	704.71	474.48	144.44	85.79
であい	1,114.98	750.72	228.49	135.77

(財産区分)

2 財産区分については，以下のとおりとする

- (1) 土地
全体市所有地は共有して所有することとし，1,660.24㎡を戸塚区財産及び703.02㎡を福祉局財産とする。
- (2) 建物
建物は区分所有することとし，横浜市上矢部地区センター1,928.43㎡を戸塚区地域振興課所管の戸塚区財産，横浜市上矢部地域ケアプラザ704.71㎡を戸塚区福祉保健課所管の戸塚区財産及び知的障害者通所更生施設であい1,114.98㎡を社会福祉法人であいの会所管の財産とする。
- (3) 財産に関する特記事項
行政財産の目的外使用については，指定の局又は区が行政財産の目的外使用の許可をすることとし，目的外使用にかかる使用料の納入がある場合には，許可をした局又は区がこれを受けるとする。

(施設管理)

3 施設の管理区分及び経費負担については、別表2のとおりとする。

ただし、共有部分の施設整備にかかる日常管理については、全施設の協力のもと、実施するものとする。

また、出入口の鍵の開閉については、各施設で鍵を管理し、最も早く出勤した者が鍵の解除を行い、一番最後に帰宅する者が戸締まりを行うこととする。(各施設で最後に帰宅する者は専有部分及び所管する共有部分の戸締まりを確認し、他の施設に先に帰宅する旨を伝えて帰ること。)

(その他)

4 この覚書に定めのない事項については、両者でその都度協議して定めるものとする。

別表1 建物の財産区分

	所管施設	階数	室名
専 用 部 分	地区センター	3・4階	事務室・ホール・図書コーナー・プレイルーム・更衣室・グループ室・体育室・椅子庫・器具庫・音楽室・料理室・会議室・和室・娯楽コーナー・倉庫・トイレ 他
	地域ケアプラザ	1階	ボランティアコーナー・地域ケアルーム・デイルーム・休養コーナー浴室・脱衣室・給食室・多目的ホール・調理室・会議室・トイレ・倉庫 他
	であい	1・2階	喫茶コーナー・医務室・食堂・配膳室・生活訓練室・会議室・作業訓練室1・作業訓練室2・作業訓練室3・倉庫・トイレ 他
共 有 部 分	部分共有 (地域ケアプラザ・であい)	1階	事務室・交流ホール・相談室・休憩室・更衣室・食品庫・前室・厨房 他
		2階	
	総合共有 (全施設)	1・2・3・4・R階	アプローチ広場・風除室・エレベーター・エレベーター機械室・電気機械室・空調機械室・階段・

別表2 管理区分

項目	管理主体	内容
日常管理		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
部分共有部分	ケアプラザ	ケアプラザで管理し、であいとケアプラザで経費負担を行う
総合共有部分	全施設	全施設で管理し、保守点検・修繕等については、事務局施設が各施設の事務をとりまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
敷地部分	全施設	全施設で管理し、保守点検・修繕等については、事務局施設

		が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
光熱水費	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
保守点検委託業務		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
部分共有部分	ケアプラザ	ケアプラザで管理し、経費負担を行う
総合共有部分 敷地部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり
統括防火管理者	であい	他に各施設毎に防火管理者を置く
繕業務		
専用部分	各施設	専用部分は各施設で管理し、経費負担を行う
部分共有部分	ケアプラザ	ケアプラザで管理し、であいとケアプラザで経費負担を行う
総合共有部分 敷地部分	全施設	事務局施設が各施設の事務を取りまとめる 事務局施設及び経費負担割合は別表3のとおり

別表3 光熱水費及び保守点検委託に関する事務局施設・経費負担割合等

項目	事務局施設	経費負担割合 (%)			内容	
		センター	ケアプラザ	であい		
熱水	電気	地区センター	56	29	15	
	ガス	地区センター	33	60	7	
	水道	地区センター	71	27	2	
保守点検委託	清掃	地区センター	51	49	0	日常清掃 定期清掃 窓ガラス清掃 等 月1回 年6回
	植栽保守	地区センター	51	49	0	除草・剪定・刈り込み 随時
	機械警備	地区センター	51	49	0	
	排水管・グリストラップ清掃	ケアプラザ	51	49	0	排水管 グリストラップ・フィルター 年1回 年6回
	エレベーター保守	地区センター	51	49	0	エレベーター設備 月1回

	自動ドア保守	ケアプラザ	51	49	0		年4回
	消防設備保守	ケアプラザ	51	49	0	消火器具 誘導灯 非常警報設備(放送設備) 自動火災報知設備 ガス漏れ火災報知設備	年2回
	空調機自動制御点検	ケアプラザ	51	49	0	各部屋コントロールボックス点検	年2回
	設備総合巡視点検	地区センター	51	49	0		月1回
	冷暖房機器関係保守	地区センター	100	0	0	冷温水発生機点検整備 (季節切替・夏冬) 冷却塔点検整備(シーズン中 月1回)	年2回
	非常用自家発電設備保守	ケアプラザ	51	49	0	消化ポンプ用(停電用) 電源	年2回
	受水槽清掃及び加圧ポンプ	地区センター	51	49	0	点検清掃 空調機保守点検(空調機 ・エアコン施設内機・ファルコンエ ット・全熱交換機等点検、フ ィルター清掃) 空調機械室内清掃	年1回 年6回 年2回
	自家用電気工作物	地区センター	51	49	0	受変電設備	月1回
	ボイラー及びパナール保守	ケアプラザ	0	100	0	点検清掃	年1回
	害虫駆除	ケアプラザ	*	*	*	実施場所に応じた契約額 に基づいて、該当施設が 負担する。	年2回
修繕	部分共有部分	であい	0	39	61	*特種事由が生じた時は、協議の上、経費負担割合を決める *共有部分にある専用機器等の修繕については、利用施設が経費負担する	
	総合共有部分 敷地部分	地区センター	58	16	26		